

諮問日：令和元年6月26日（令和元年度（情）諮問第5号）

答申日：令和2年9月24日（令和2年度（情）答申第12号）

件名：東京地方裁判所事務局が特定の刑事事件に関して取得した文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

平成30年11月以降、東京地方裁判所事務局が司法行政目的で取得した特定人の刑事事件に関する文書（例えば、特定日に公表した、東京地方検察庁の準抗告を退けた理由の要旨が書いてある文書）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京地方裁判所長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が令和元年5月17日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

少なくとも、特定日に公表した、東京地方検察庁の準抗告を退けた理由の要旨が書いてある文書は、不開示情報に該当しないといえる。

特定日の特定報道機関の報道によれば、特定人の刑事事件に関する東京地方検察庁の準抗告が退けられた理由の要旨は、東京地方裁判所が報道各社に明らかにしたものであるから、慣行として公にすることが予定されている情報であるといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示の申出の内容からすれば、本件開示申出文書の存否を明らかにする

と、特定の個人の刑事事件に関する事実の有無が公になる。この情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

この点について、苦情申出人は、少なくとも、当該特定の個人の刑事事件に関する東京地方検察庁の準抗告が退けられた理由の要旨は、特定日に公表されているから、法5条1号に定める不開示情報に相当しない旨主張するものと解される。しかし、当該特定の個人の準抗告に関する報道は、報道機関の責任においてされたものであり、それをもって上記情報が「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるとはいえない。

そうすると、本件開示申出文書につき、その存否を明らかにしないで不開示とした原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------------|
| ① 令和元年6月26日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 同年7月8日 | 苦情申出人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 同年9月20日 | 審議 |
| ⑤ 同年12月20日 | 審議 |
| ⑥ 令和2年1月24日 | 審議 |
| ⑦ 同年7月17日 | 審議 |
| ⑧ 同年8月21日 | 審議 |
| ⑨ 同年9月18日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示の申出の内容からすれば、本件開示申出文書の存否が明らかにされた場合、特定人が当該申出で例示された準抗告事件を含む特定の刑事事件の当

事者であるという事実の有無が公になり、したがって、この情報は法5条1号に規定する個人識別情報に相当すると認められる。

- 2 苦情申出人は、報道機関による報道を主な根拠として、特定人の刑事事件に関し、東京地方検察庁の準抗告を退けた理由の要旨については東京地方裁判所が報道各社に明らかにしたものであるから、慣行として公にすることが予定されている情報であるといえる旨を主張し、これに対して、最高裁判所事務総長は、当該特定人の準抗告に関する報道は報道機関の責任において当該報道がされたものであり、そのことをもって、上記情報が法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえない旨説明する。

この点につき、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、東京地方裁判所が報道機関からの個別の取材に応じたことはあったものの、裁判所として公表したものはないことが認められる。このことも踏まえて検討すれば、特定の刑事事件に関する当事者名等の情報が新聞等で報道され、そのことにより、当該情報が一時的に公衆の知り得る状態に置かれたとしても、これはあくまでも報道機関がした取材の結果に基づき、当該報道機関の報道に関する方針等に沿ってそれぞれ報道されたものにとどまるから、そのことをもって、当該情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当することになるとはいえない。

以上によれば、特定人が準抗告事件を含む特定の刑事事件の当事者であるという事実の有無に関する情報について、法5条1号ただし書イに掲げる情報に相当する事情があるとはいえない。

したがって、苦情申出人の上記主張は採用できない。

そのほか、法5条1号ただし書ロ及びハに掲げる情報に相当するような事情も認められない。

よって、本件開示申出文書については、その存否を答えるだけで法5条1号

に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

- 3 以上のとおり，原判断については，本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子